

5 東彼杵町規則第 28 号

東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
 (東彼杵町役場処務規則の一部改正)

第1条 東彼杵町役場処務規則(昭和39年規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																										
(係の設置)	(係の設置)																										
第2条 東彼杵町課設置条例(昭和36年東彼杵町条例第13号)第1条の課にそれぞれ次の係を置く。	第2条 東彼杵町課設置条例(昭和36年東彼杵町条例第13号)第1条の課にそれぞれ次の係を置く。																										
<table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係、防災交通係、企画係、情報政策係</td> </tr> <tr> <td>税財政課</td> <td>財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係</td> </tr> <tr> <td>町民課</td> <td>戸籍係、福祉係、環境衛生係</td> </tr> <tr> <td>健康ほけん課</td> <td>健康推進係、国保年金係、介護保険係</td> </tr> <tr> <td>産業振興課</td> <td>農林水産係、商工観光係</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td>建設係、管理係</td> </tr> </table>	総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係	税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係	町民課	戸籍係、福祉係、環境衛生係	健康ほけん課	健康推進係、国保年金係、介護保険係	産業振興課	農林水産係、商工観光係	建設課	建設係、管理係	<table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係、防災交通係、企画係、情報政策係</td> </tr> <tr> <td>税財政課</td> <td>財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係</td> </tr> <tr> <td>町民課</td> <td>戸籍係、福祉係、環境衛生係</td> </tr> <tr> <td>健康ほけん課</td> <td>健康推進係、国保年金係、介護保険係</td> </tr> <tr> <td>産業振興課</td> <td>農林水産係、商工観光係</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td>建設係、管理係</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> <td><u>集落排水係</u></td> </tr> </table>	総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係	税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係	町民課	戸籍係、福祉係、環境衛生係	健康ほけん課	健康推進係、国保年金係、介護保険係	産業振興課	農林水産係、商工観光係	建設課	建設係、管理係	水道課	<u>集落排水係</u>
総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係																										
税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係																										
町民課	戸籍係、福祉係、環境衛生係																										
健康ほけん課	健康推進係、国保年金係、介護保険係																										
産業振興課	農林水産係、商工観光係																										
建設課	建設係、管理係																										
総務課	総務係、防災交通係、企画係、情報政策係																										
税財政課	財政管財係、住民税係、固定資産税係、収納対策係																										
町民課	戸籍係、福祉係、環境衛生係																										
健康ほけん課	健康推進係、国保年金係、介護保険係																										
産業振興課	農林水産係、商工観光係																										
建設課	建設係、管理係																										
水道課	<u>集落排水係</u>																										
2 (略)	2 (略)																										
別表第1	別表第1																										
事務分掌の区分	事務分掌の区分																										
(1) ~ (6) (略)	(1) ~ (6) (略)																										
	<u>(7) 水道課</u>																										

(7) 会計課

会計係（以下の事務について会計管理者を補佐する。）

1～7 （略）

別表第2

文書件名	記号
総務	東彼総
交通	東彼交
消防	東彼消
秘	東彼秘
雑	東彼雑
企画	東彼企
統計	東彼統

集落排水係

1 集落排水事業の計画及び設置に関する事項

2 集落排水事業の運営及び管理に関する事項

3 集落排水事業に係る諸届出に関する事項

4 集落排水使用料金、手数料、分担金及び排水工事費等の調定並びに収納に関する事項

5 納入通知書、納付書及び督促状の発行に関する事項

6 各種の運営及び管理に係る契約事務に関する事項

7 その他集落排水業務に関する事項

(8) 会計課

会計係（以下の事務について会計管理者を補佐する。）

1～7 （略）

別表第2

文書件名	記号
総務	東彼総
交通	東彼交
消防	東彼消
秘	東彼秘
雑	東彼雑
企画	東彼企
統計	東彼統

情報政策	東彼情	情報政策	東彼情
財政管財	東彼財	財政管財	東彼財
工事指名	東彼工	工事指名	東彼工
コンサル指名	東彼コ	コンサル指名	東彼コ
税務	東彼税	税務	東彼税
戸籍	東彼戸	戸籍	東彼戸
支所	東彼支	支所	東彼支
福祉	東彼福	福祉	東彼福
環境衛生	東彼衛	環境衛生	東彼衛
健康推進	東彼健	健康推進	東彼健
国保	東彼保	国保	東彼保
国民年金	東彼年	国民年金	東彼年
介護	東彼介	介護	東彼介
農林水産	東彼農	農林水産	東彼農
商工観光	東彼商	商工観光	東彼商
建設	東彼建	建設	東彼建
会計	東彼会	集落排水	東彼集
		会計	東彼会

(東彼杵町出納員及びその他の会計職員の設置に関する規則の一部改正)

第2条 東彼杵町出納員及びその他の会計職員の設置に関する規則(令和3年規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(出納員及び会計職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 出納員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、別に辞令を發せられることなくその職にある期間中、出納員に命じられたものとする。</p> <p>税財政課長、町民課長_____、会計課会計係長、教育委員会次長、千綿支所長</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計職員は、次に掲げる職員をもって充てるものとし、別に辞令を發せられることなくその職にある期間中、会計職員に命じられたものとする。</p>		<p>(出納員及び会計職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 出納員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、別に辞令を發せられることなくその職にある期間中、出納員に命じられたものとする。</p> <p>税財政課長、町民課長、<u>水道課長</u>、会計課会計係長、教育委員会次長、千綿支所長</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計職員は、次に掲げる職員をもって充てるものとし、別に辞令を發せられることなくその職にある期間中、会計職員に命じられたものとする。</p>	
総務課	総務課長 防災交通係長 総務係長	総務課	総務課長 防災交通係長 総務係長
税財政課	財政管財係長 住民税係長 固定資産税係長 住民税係員 固定資産税係員	税財政課	財政管財係長 住民税係長 固定資産税係長 住民税係員 固定資産税係員
町民課	福祉係長 戸籍係長 福祉係員 戸籍係員 環境衛生係長	町民課	福祉係長 戸籍係長 福祉係員 戸籍係員 環境衛生係長
健康ほけん課	介護保険係長 国保年金係長 健康推進係長 介護保険係員 国保年金係員	健康ほけん課	介護保険係長 国保年金係長 健康推進係長 介護保険係員 国保年金係員
建設課	建設課長 管理係長 管理係員	建設課	建設課長 管理係長 管理係員

教育委員会	社会教育係長 社会教育係員	水道課	水道課長 上下水道総務係長 上下水道総務係員
5・6 (略)		教育委員会	社会教育係長 社会教育係員
		5・6 (略)	

(東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する規則等の廃止)

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する規則（平成6年規則第5号）
- (2) 東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成6年規則第6号）
- (3) 東彼杵町排水設備工事指定業者規則（平成12年規則第10号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。